



追い風となるか

改正まちづくり三法

規制緩和の進展により、市場経済は弱肉強食が激しさを増し、勝ち組と負け組の格差は拡大した。この中で、特に、中小小売商の大半が厳しい経営を迫られている。

長年要望していた「まちづくり三法」のうち、中心市街地活性化法と都市計画法が改正された。今年は亥年である。地域活性化という目標に向かって、勢いよく突進できるのだろうか。

中小企業庁 商業課長 後藤久典

日専連理事長 岩井 滉

改正まちづくり三法に 込めた行政の思い

岩井 あけましておめでどうござ
います。

昨年、われわれの長年の悲願
と言ったべきまちづくり三法が、政
府のご努力もあって成立するこ
とができました。そして、いよいよ
実際に始動する年を迎えました。

まずはじめに、全体的に見まし
て、少子高齢化、人口減少社会の
中で、この新しいまちづくり三法
は、どのようなまちづくりをイ
メージされてつくられ、どうい
う方向に向かわれるのかについて、

お話しいただけますでしょうか。

後藤 まず、昨年の貴連盟の創立
七〇周年ということ、非常に良
い歴史をお持ちであり、今後、ま
すまずご発展されますことを祈念
するとともに、中小小売商業およ
び、地域活性化に対して、今後と
もご尽力いただきますことを、お
願い申し上げます。

まちづくり三法ですが、皆様方
関係団体や与党の熱心なご支援の
おかげで、無事、昨年六月に成立
したわけですが、いろいろな意味
で難しさの伴う法改正でした。
その中で、特に申し上げたいの
は、次の二つのメッセージです。

一つ目は、内閣総理大臣を長と
する閣僚レベルの中心市街地活性
化本部をつくり、その本部による
基本計画の認定制度を取り入れま
した。

これは、規制緩和の流れに、あ
えて逆行するような上部機関によ
る承認制度を導入したわけですが、
裏を返せば、各地方自治体に対し
て、選択と集中という言い方をし
ていますが、より良質な計画に対
しては、より手厚く支援していき
たいという、行政側の思いがある
わけです。

二つ目が、都市計画法の改正に
ついてです。旧法の制度が中心市

街地活性化に与えた影響という意
味では、明らかにマイナスの影響
がありました。これを真摯に受け
とめて、今回、大きく舵を切りま
した。

いわゆる、大型集客施設の郊外
立地を抑制するという、強いメッ
セージを行政側が発したというこ
とです。
しかし、もっとも重要なことと
して申し上げたいのは、あくまで
も政府は、制度の枠組みをつくら
ずに過ぎないということです。こ
れを、いかに実りあるものにして
いくか、むしろ、これからの方が
大事であり、大変な作業になって



岩井潔理事長（左）と後藤久典商業課長（右）

うだったのかという問題もありましたが、今回の新たに設置された、基本計画を認定するための活性化本部、そして、これに伴う協議会の設置などは、まだ動き出したばかりですが、認定の内容、協議会設置の見通しとしては、どのようにお考えになっておられますか。

後藤 旧法の評価を簡単に申し上げますと、一昨年一月に、会計検査院が国会の決算委員会の要請を受けて、一年間かけて旧法の成果や効果などについて検証を行った報告が出ました。

端的に申し上げますと、国費二兆円を注入したわりに、与えた効果は非常に微々たるものであったと、大変厳しい報告でした。

その原因や要因についても、報告書はいくつか焦点を絞って述べていますが、そのうちの一つに、旧TMOの組織的、財政的基盤の弱さがあげられています。

もう一つは、商業活性化プロジェクトです。プロジェクトそのものは、きちんと実行され、頑張ったけれども、それが、まちなぎわいや、中心市街地の活性化にまで、総合的な意味での結果にまで至らなかったと指摘されています。

今回の新法では、今、申し上げたような問題点や反省点を踏まえて、活性化協議会の構成員を、商業者のみならず、地権者やデベロッパーなど、できるだけ多くの関係者を含めるべきこととしました。

協議会の重要な役割として、行政がつくる基本計画に、それらの関係者が、しっかりと意見を言っていくことが担保されています。

また、先ほど申し上げたとおり、商業活性化プロジェクトは、一生懸命に実行して頑張ったのですが、そのそばから、病院などの福祉公共施設が、郊外に移転してしまい、この制度と逆行してしまうような動きが多く見られました。

その反省点を踏まえて、改正中活法の基本計画の中には、従来の商業活性化と市街地インフラ整備に加えて、まちなか居住の促進や、都市福祉施設機能が郊外に行かないように、また、郊外に行ってしまうものを、まちなかに戻すようにしようという項目が加えられており、商業者の取り組みが、より効果を発揮されるよう、大きく改善された制度になっています。

内閣の中心市街地活性化本部には、個々の自治体が具体的な案件

を持ち込んで、事前協議が始まっています。

また、どんどん新しい活性化協議会が全国で立ち上がっています。昨年の一二月末時点で、一六の協議会が設立されています。もちろん、協議会の設立を検討しているところになると、数が数倍に膨れ上がります。

今年度中には、かなりの数になると期待しているところです。

基本方針として真摯に取り組む自治体を支援

岩井 今回の改正で協議会という構想が新しく示されたわけですが、地権者や住民、その他関係者が広く参加されるということは、非常に前進したのではないかなと思います。

まちを構成する要素として商業だけではなく、その辺が広がったということは、将来に対するまちづくりの全体像から、重要な要件がそろったのではないかなという気がしています。

そこで基本計画ですが、全国の自治体の温度差がありまして、全ての自治体から提出されることは、なかなか難しいのでしようけれども、将来はどのくらいの数になる

くると思います。

改めて個々の地方自治体、活性化協議会の構成員となるであろう、貴連盟を含む商工業者の団体に対して、国や行政レベルも支援させていただきながら、成功事例をたくさん積み上げていくことが、大事なことだと思います。

活性化協議会の今後の見通し

岩井 旧まちづくり三法で、TMOという存在が実効性として、ど



後藤久典商業課長

とお考えですか。また、国からも各自自治体を督励して促していただく助かるのですが。

もう一つは、基本計画のハードルの高さということが伝わっていますが、ハードルが高いので、なまじのものを出してダメだよという感じを、各自自治体も持っていて、われわれの力では、ちょっと手が出せないと考えられているところもあるようです。

また、協議会の設置ですが、協議会の設置が第一歩ということになります。協議会といういろいろな構想を練られたものを、実際に実行していく立ち上げ、どう財源を確保していくかが、大変悩ましいところだと思えます。

先ほど、課長からTMOについて、お示しにされましたように、組織、あるいは財源が、非常に脆弱なところがあつて、解決しきれなかったということもありますが、そのことについて、何か新しいお考えがありましたらお聞かせ願えますか。

後藤 計画の数がいくつじやなきやいけないとか、いくつだったら良いという、具体的なものは、その数字自体には大きな意味はないと思っています。

岩井理事長のお話のとおり、出したのだけでもハードルが高すぎるといことがないように、しかし、旧法の反省を十分に生かしながら、指導するということが、一つのポイントだろうと思っています。

現時点で、具体的な認定の実例が出ていない状況ですので、あのくらいの計画ならということが、具体的にイメージされないのでは、確かに一部の自治体などでは、悩まれていると思います。

われわれとしては、各地方の出身である、経済産業局などを通じ

て、一生懸命に各自自治体へ、情報提供をしていきたいと思っています。

それから、旧法のもとのTMOでは、中には、基本計画に記載されている事業が、一つも実行できていなかったということもあり、とにかく、申請さえすればいいやというところも実際にありました。

その反省から、本部では、しっかり内容を見極めて、真摯に取り組み自治体を、できるだけサポートしていきたいという姿勢でおります。このことが「ハードルが高い」と言われていることかもしれません。

ぜひ、聴することなくトライをしていただきたいと思っています。

活性化協議会に対する財政的支援策について

岩井 また、特に財政という切り口に入りますと、自治体としては、大変厳しい状況の中から、捻出しなければならぬと思うのですが、その辺は、どのように支援されていくのでしょうか。

後藤 自治体の財政は、大変に厳しいものがあるので、先ほど申し上げたような、基本計画の構成要素であります四つの柱（商業プロ

ジェクト・インフラ整備・まちなか居住・都市福祉）の全てについて、ピカピカのプロジェクトが並んでいるという例は、むしろ稀です。すでに来ている相談を眺めてみても顕著に窺えます。

四つのうちの、一つないしは二つに、メインのプロジェクトを置いて、できるものを精一杯やるというのが現状だと思います。

この四本柱が平等に手厚く、しっかりしたプロジェクトでなくてはいけないということではなく、自治体の財政状況や、さまざまな要素を踏まえたうえで、取り組んでいただきたいと思っています。

協議会につきまして、旧法のTMOで、専従の職員が実態としてゼロであったようなものが、三分の二くらいありました。商工会議所や商工会等が、調整型として認定を受けているTMOですと、兼務職であるといった例がほとんどで、専属で職員を置けていたという例は、ほとんどありません。やはり、財政的な基盤が弱いというのは、大きな弱点の一つであったことは、間違いありません。今後、それが、難しい課題であると、われわれも認識しておりますが、次の二点を強調しておきたい

と思います。

一つは、新たに新法のもとで取り進む自治体と、協議会の構成者である事業者が、きちんとした出資を行ったうえで、財政基盤のしっかりとした組織を立ち上げて欲しいということ。

二つ目は、実施者ができるだけサポートしたいという強い思いから、協議会や実行会社に対する財政支援というものを、補助金の制度として用意しました。

具体的に申し上げますと、戦略的中心市街地活性化補助金の中に、協議会の活動支援費というものを立てています。

たとえば、専従のタウンマネージャーを実施機関の五年なら五年のうち、最初の三年間だけでも



岩井 潔理事長

しっかりと雇いたとした場合、プロのタウンマネージャーになりますと、人件費だけで一〇〇万円から二〇〇万円くらいかかると思います。

また、協議会が求心力を持った場合には、さまざまな研修会やシンポジウムを行います。そのような事業費等を、立ち上がりから三年くらいは面倒をみていこうというものです。すでに、本年度から募集を開始していますので、ぜひ活用いただきたいと思います。

まちづくりにおける 事業者の役割

岩井 今、お話がありました、新しい枠組みですが、青森市や長野市、福島県などで、積極的に取り組まれていると伺っています。その他の事例として、課長の方で何かユニークな取り組みをされている情報がありましたら教えてください。

後藤 昨年八月に法が施行してから、各地方経済産業局に大勢令を

かけまして、自治体を全力でサポートせよということで、各担当者が自治体をいくつか担当して、巡回活動が続いているところで、その中で、ユニークな事例というのですが、正直に申し上げますと、本部に相談に来ているところというのは、早くから熱心に取り組んでおられるところがほとんどで、裏返しますと、すでにまちづくりの世界では有名な自治体でして、私が申し上げるまでもなく、非常に知名度の高いところになります。

また、具体的な例としては出てきていませんが、市町村合併とか規模の大きい都市では、複数の中心市街地を前提に検討したいと、内々の相談というのはありますし、複数であっても、絶対にいけないということでもありません。

岩井 改正まちづくり三法についてお話しをいただきましたが、課長からご指摘をいただきましたように、これはある意味で、大きな枠組みの変更、将来に対するまちづくりの整備をしていただいたということ、ただそうしたら、すぐに、まちが良くなったりするのではなく、その枠組みの中で、各人が役割を果たしていくという

ことです。

われわれ事業者、中小小売業者も、まちづくりにしかるべき役割をしっかりと果たしていかなくてはいけない。これは、日ごろ日専連の会員に対して申しているところですが、課長の立場から、われわれに対して、こうしてほしい、あれは、こうしなさい、こういうことが望ましいというお話があれば、お聞かせ願えますでしょうか。

後藤 期待と、お願いという意味で申し上げますと、シンプルなものがございます。

これは、貴連盟のような、地元で大きな指導力や実行力を持っている団体に強くお願いしたいことは、活性化協議会の設立に尽力をいただきたいという点と、設立後のイニシアティブをしっかりと取っていただきたいということです。

その中でも、具体的な活性化プロジェクト、特に商業高度化、商業系プロジェクトの仕込みというものを、ぜひお願いしたいと思います。

プロジェクトの仕込みというのは、当たり前のことですが、相当な時間がかかります。基本計画をつくらうと言っているから、仕込みは

じめるのではなくて、行政が基本計画を書こうかなという半年前でも、一年前でも、これには早すぎるといふことはないと思うので、先に協議会のイニシアティブを取って設立していただきたい。

その上で、商業系のプロジェクトとしては、このようなものを組んでみたら良いのではないかと、また、より効果を出すためには、公共インフラはこうあってほしい、駅前整備もこうあってほしいという、その他の商業系以外のプロジェクトに、どんどん青写真を描いて、むしろ行政に手渡しをして、参考にしてください、というくらいスピード感や指導力を、ぜひ發揮していただきたいという点につきます。

地域資源を見直して 特色ある地域活性化を図る

岩井 われわれも今の言葉に対して、前向きに精一杯頑張っていきたいと思えますので、今後とも、ご指導のほどを、よろしくお願いいたします。

最後に、一言お願いがございます。地元の工商业者の奮起が非常に重要なのですが、その地元の商業者というものが近年衰退してき

ています。結局、一極集中と言いますか、商業においても大型チェーンに集約されつつあるのです。

極端に言いますと、地元の人たちで頑張らましようと言ったとき、後ろをふり返ったら誰もいないということも起こりうるのです。

その点については、いかががでしょうか。

後藤 ご指摘のとおり、都市間格差というものは、今後、必然的に日本の人口が減少に転じる中で、避けがたい部分として出てこざるを得ないだろうと思っています。

この部分はある意味、冷徹に考えていかななくてはいけない部分でありますが、同じ地方都市の中にも差が出てきます。その中でも、特に厳しい地方都市の場合には、岩井理事長のお話のとおり、商業者だけで、何とかしようと思っても、うまくいきません。

これは、まちづくり三法という、相対的に小さな枠組みだけでは、どうしようもなく、それこそ、個々の自治体の財政問題を国全体で考えていく必要があります。

それから少子高齢化、人口のアンバランスなどというものを支えていく年金制度が、どうあるべき

なのか、国全体として、ものすごく大きな問題を解決していく中で、併せて取り組んでいかななくてはならない、深刻な問題だと考えています。

制度全体として、昨年の安倍政権発足以来、取り組んでいるのが、再チャレンジと地域活性化ということで、単に、まちづくり三法という、小さな枠組みだけではなく、あらゆる地方にかかる問題解決への対策を、総動員しながら取り組んでいるところです。

弊省の例だけで申し上げます、本年度に中小企業庁が、もっとも力を入れていきます施策として、地域資源を活用した、活性化制度というものを考えているところです。

具体的に申し上げますと、観光資源はもとより、農林水産業等のさまざまな資源です。たとえば、地元のメロンを使ったゼリーなど、当初は営業力が弱くて、作ってみたものの、あまり有名にはならなかったのですが、あるプロのマーケティングを呼んでやってみたら、非常に成功したという例もあります。

埋もれている地元資源を、製造業に限らず、あらゆるところに目を広げて、特に中小業者に足りな

い営業力や商品開発力などを、サポートしながら広げていこうという、地域活性化のプログラムです。それから、雇用機会ですが、人が居ついてくれるということを踏まえて、海外に移ってしまえば、工場を、少しでも国内にふり向けていくようにしていくことです。

最近では、家電メーカーでも、品質管理という観点が見直されて、国内に工場が立地されるようになってきました。そのような動きを促進していくため、さまざまな諸規制を緩和して、地方の工場立地を促進していく法案など、まちづくり三法以外でも、さまざまな処方箋を出して、政府全体で取り組んでいく所存です。

岩井 各地方で、やる気のある事業者は、まだまだおりますので、その人たちが、事業機会をしっかりと確保していけるような施策を、ぜひともお願いしたいと思えます。日専連も力の限り、そういう人たちを導きながら、積極的に、まちづくりにおける、地域活性化の面で頑張りたいと思いますので、今後とも、ご指導をよろしくお願いいたします。本日は、ありがとうございました。